

育児休業に関する減点撤回申立書

年 月 日

保育所・認定こども園（長時間部）等の利用（調整）申込みについて、「育児休業に関する減点同意書」に同意したことを撤回します。

申立保護者 氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日	児童との 続柄	
保護者連絡先	TEL	住所	泉大津市		
児 童 氏 名		利用（第1希望）施設名		利用状況	
ふりがな				利用（調整）申請中	
年 月 日生					

減点を撤回する場合は、入園所希望月の前月10日（10日が閉庁日の場合は前開庁日）までに、本申立書をこども育成課窓口にご提出ください。

育児休業に関する減点同意書の内容

- 当該年度において、育児休業の延長が可能であるため、世帯状況に関わらず減点を適用し、利用調整において低位の扱いとなることに不服はありません。
- 利用調整の結果、利用決定がなされる場合があることに不服はありません。
- 本減点同意書の有効期間は令和6年度中のみとなります。
次年度申請時に育児休業延長に関する減点を希望する場合、再度育児休業に関する減点同意書をこども育成課に提出します。
- 本同意書の有効期間の間は、利用調整における待機期間に含まれないこと及び有効期間前の待機期間も再算定されることに不服はありません。本同意書を取り下げの場合は、育児休業に関する減点撤回申立書を提出します。
- 年度途中で本同意書を取り下げの場合は、入園所希望月の前月10日（10日が閉庁日の場合は前開庁日）までに育児休業に関する減点撤回申立書をこども育成課に提出します。